別添７

あなたや友人を守るために

～犯罪の被害者等への支援について～

1 被害にあった人の気持ち

事件や事故でけがをした人や大切な人をなくした人、その家族はとてもつらい思いをします。



👉 そういう人を助け、支えることが大切です。
👉 気持ちによりそい、二次的被害を防ぐことが大切です。

2 二次的被害ってなに？

被害にあった人は、まわりの人の言葉や行動で、さらにきずついてしまうことがあります。これを「二次的被害」といいます。



👉 「あなたも悪い」「がんばれ」などの心ない一言や、被害のことをまわりに勝手に話してしまうこともそうです。

🎬 動画はこちら👉
https://www.youtube.com/watch?v=AgeDpGSo28I

3 茨城県犯罪被害者等支援条例

茨城県には、犯罪にあった人やその家族をみんなで支えることや、二次的な被害が起きないようにするための「条例（県のきまり）」があります。



👉 「茨城県犯罪被害者等支援条例」があります。

🎬 動画はこちら👉
https://www.youtube.com/watch?v=I57EfuTIJ2A

4 性暴力にあったとき

同意のない性的な行為は、性暴力です。

相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきりいやと言えない状況で性的な行為があったら、それは本当の同意があったことにはなりません。

👉 ひとりでかかえこまず、安心できる人や相談窓口に相談することが大切です。

🎬 動画はこちら👉
https://www.youtube.com/watch?v=bhb2j3uldmU

5 茨城県性暴力の根絶を目指す条例

茨城県には、性暴力をなくし、被害にあった人の回復を支えるための「条例（県のきまり）」があります。

👉 「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」があります。



👇このような相談窓口があります

- 🤝 いばらき被害者支援センター☎029-232-2736
 （犯罪にあった人やその家族のため、心のケア、裁判のつきそいなどを行う相談支援窓口です）
- 📞 ☎#8891「はやくワンストップ」
 （性被害の相談窓口）
- 🚓 ☎#8103「ハートさん」
 （警察の性被害相談窓口）

🎬 動画はこちら👉
https://www.youtube.com/watch?v=jif96uRIryk

ひとりで悩まないで。あなたの相談を聴いてくれる人がいます。

－茨 城 県－